

和光市子ども・子育て支援会議保育料検討部会

第 1 回

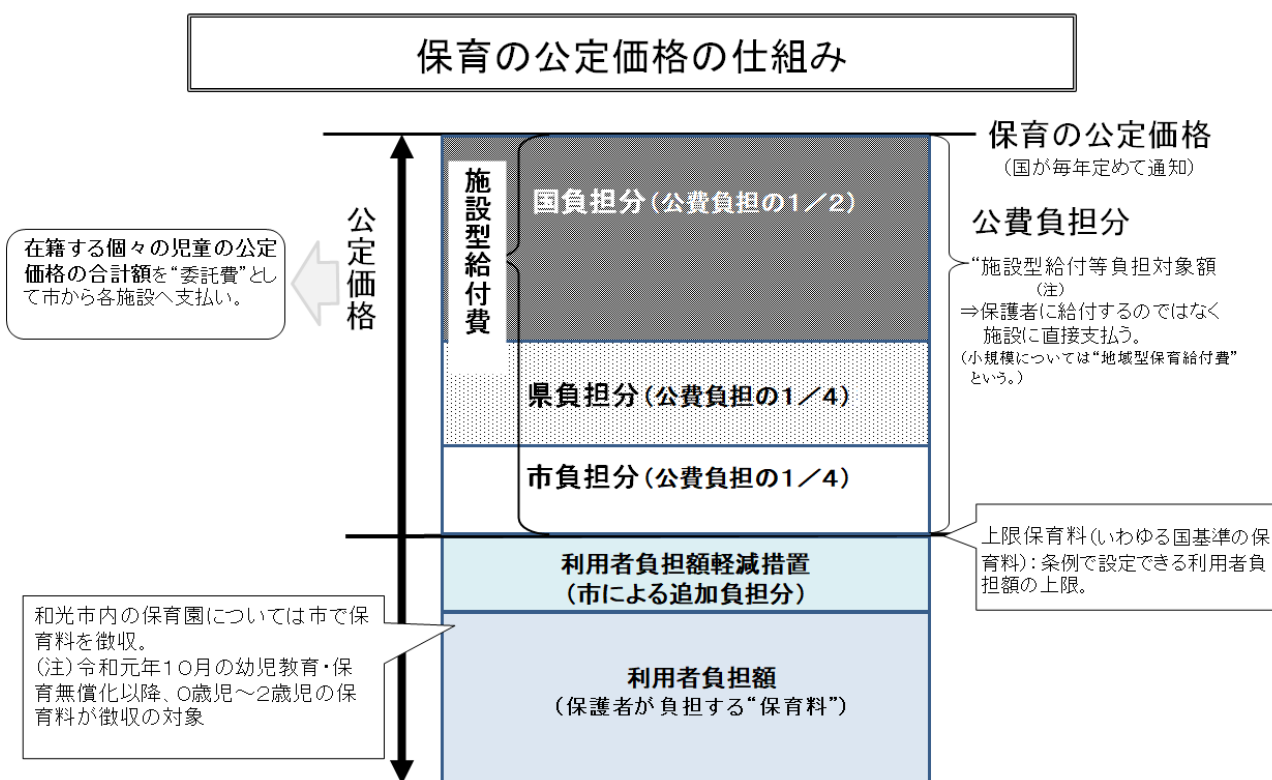
和光市保育料について
(令和 7 年度～ 9 年度)

令和 6 年 5 月 1 5 日

-目次-

- 1 保育の公定価格の仕組みについて
- 2 保育料見直しの方向性について
 - (1) 事業費全体における市追加負担割合について
 - (2) 階層の細分化について
 - (3) 参考資料について
- 3 今後のスケジュール

1 保育の公定価格の仕組みについて



(注)年齢・施設規模ごとに公定価格が定められており、公定価格と国基準保育料との差額を公費負担で賄うのが原則となる。

【参考】国が定める上限額

世帯階層区分	利用者負担額（月額）	
	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

2 保育料見直しの方向性について

(1) 事業費全体における市追加負担割合について

【市の保育料に係る方針（H27）】において、「保育サービスの充実を図りつつ長期にわたり継続的安定的に運営していく」ため、保育事業費全体のうち、市が独自に負担する費用（利用者負担軽減分）を全体の10%に設定した。

【前回の検討結果】

令和3年度の保育料の見直しでは、令和元年度の実績ベースで、3～5歳児の保育料無償化を踏まえずに計上した市が追加負担する費用（利用者負担軽減分）は全体の10%程度であったことから、保育料の変更は行わなかった。また、コロナ禍において、市の財政状況と世帯収入への影響が不透明な中で、一部の階層で負担増となることが見込まれた階層の細分化は見送ることとなった。

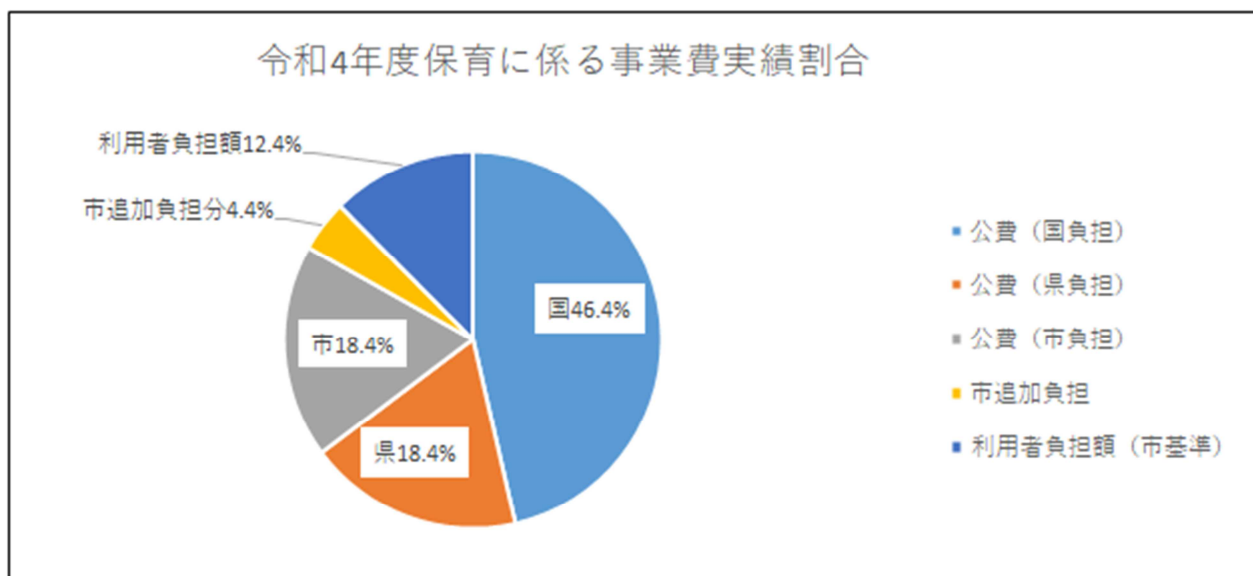
今回の見直しでは、物価高騰による子育て世帯の家計の負担増加を考慮しながら、無償化後の市の負担額の状況から改めて保育料の検討を行う。また、利用者からの意見がある第12階層と第13階層の間の保育料の差が最大（19,200円）となる、第13階層の細分化についても検討していきたい。

表1 令和4年度保育にかかる事業費（公定価格）実績額及び負担割合

種別	金額（円）	割合
公費（国負担）	1,339,872,486	46.4%
公費（県負担）	531,005,252	18.4%
公費（市負担）	531,005,252	18.4%
市追加負担	127,404,410	4.4%
利用者負担額（市基準）	358,368,710	12.4%
利用者負担額（国基準）	485,773,120	
公定価格総額	2,887,656,110	100%

【参考】前回見直し時の事業費（公定価格）実績額及び負担割合

種別	金額（円）	割合
公費（国負担）	926,620,485	35.5%
公費（県負担）	383,681,953	14.7%
公費（市負担）	383,681,953	14.7%
市追加負担	272,303,402	10.4%
利用者負担額（市基準）	646,087,310	24.7%
利用者負担額（国基準）	918,390,730	
公定価格総額	2,612,375,120	100%



事業費（公定価格）の実績を前回見直し時の数値と比較すると、市の負担額としては、前回の実績 6 5 5， 9 8 5， 3 5 5 円に対し、今回は 6 5 8， 4 0 9， 6 6 2 円となり、市の負担額としては同程度となっている。幼児教育・保育無償化により、国、県、市の公費負担の割合が増加した一方、保育料の国基準と市基準の差が縮小したことにより、市の追加負担割合は減少している。

しかしながら、市の負担額としては、前回と同程度となっていることから、保育料については、現状維持が妥当と考える。（以下、第 1 3 階層の細分化部分を除く）

(2) 階層の細分化について

前回検討部会では階層の細分化は見送られたが、今回の検討部会では現行の 1 3 階層の細分化について検討いただきたい。

⇒埼玉県平均 1 7 階層（最多：深谷市 2 9 階層）に比べて少なく、間差額が大きい。（令和 5 年度調査）

以下の改正案において、階層間の保育料の差が最も大きい第 1 3 階層の細分化を図った。

【現行の保育料階層については、別紙「資料 1」参照】

また、現行の保育料階層や改正案に令和 4 年度の在園児保護者の所得割データを当て込み、現行と改正案との差額を出すことで、月及び年間の保育料にどの程度影響が出るかについて示している。

※ 現行及び改正案の保育料は標準時間のもので作成。短時間の保育料については、現行に合わせ、国が定める保育料の上限額における標準時間と短時間の価格差 1. 7 % を減じて得た額にする想定。

●改正案及び作成根拠

改正案 1 1 3 階層→1 5 階層 ※「資料 2」参照

現行の第 1 2 階層と第 1 3 階層の間の保育料に 1 9, 2 0 0 円の差があることから、所得割額の上限を変更し、2 つの階層を追加し、より所得に応じた保育料となるよう設定をした。

保育料については、以下のように調整。

ア 新たに第 1 5 階層を追加し、所得割額を 4 9 3, 0 0 0 円以上とする。保育料は現行の第 1 3 階層と同額の 8 3, 2 0 0 円とする。

イ 新たに第 1 4 階層を追加し、所得割額を 4 4 5, 0 0 0 円以上とする。保育料は 7 6, 8 0 0 円とする。

ウ 第 1 3 階層の所得割額は変更せずに 3 9 7, 0 0 0 円以上とし、保育料を 7 0, 4 0 0 円とする。

エ 階層間の差はそれぞれ、所得割 4 8, 0 0 0 円、保育料 6, 4 0 0 円となるように設定。

利点：階層間の差が第 1 1 階層以降均等となり、所得に応じて保育料がより緩やかに設定することができる。最高額の保育料を据え置きとしているので保育料が増額となる世帯は生じない。

欠点：依然として埼玉県 averages 階層を下回っている。

最高額を据え置きとしたことで現行と比べ、全体の保育料総額が減少（年間約 460 万円）する。（市の追加負担分が増える。）現行の第 1 3 階層の一部の層の保育料のみが減額となる。

改正案 2 1 3 階層→1 4 階層 ※「資料 3」参照

現行の第 1 2 階層と第 1 3 階層の間の保育料に 1 9, 2 0 0 円の差があることから、所得割額の上限を変更し、1 つの階層を追加し、必要最小限の階層の細分化にとどめ、市の負担増の抑制を図った。

保育料については、以下のように調整。

ア 新たに第 1 4 階層を追加し、所得割額を 4 4 5, 0 0 0 円以上とする。保育料は現行の第 1 3 階層と同額の 8 3, 2 0 0 円とする。

イ 第 1 3 階層の所得割額は変更せずに 3 9 7, 0 0 0 円以上とし、保育料を 7 3, 6 0 0 円とする。

ウ 階層間の差はそれぞれ、所得割 4 8, 0 0 0 円、保育料 9, 6 0 0 円となるように設定。

利点：現行の階層に 1 階層追加する最小限見直しとなるため、見直しによる影響が小さく市負担が抑えられる。最高額の保育料を据え置きとしているので保育料が増額となる世帯は生じない。

欠点：階層間の保育料の差が現行の半分となるが、他の階層間の差と比

較すると高い水準となっている。

最高額を据え置きとしたことで現行と比べ、全体の保育料総額が減少（年間約 260 万円）する。（市の追加負担分が増える。）現行の第 1 3 階層の一部の層の保育料のみが減額となる。

表 2 現行及び各改正案の特徴

	階層数	保護者負担増額の有無	市追加負担分への影響
改正案 1	15	なし	増加 年間約 460 万円増加
改正案 2	14	なし	増加 年間約 260 万円増加
現行	13		

●事務局提案 「資料 2 改正案 1 15 階層」

「2(1) 事業費全体における市追加負担割合について」及び各改正案の内容から、物価高騰等による子育て世帯への影響も考慮し、保育料の骨格は現状維持とする。また、階層の細分化については、市の負担分が増加するものの、第 1 3 階層を 3 つに細分化することにより、階層間の保育料の差が均等となり、最大 1 9, 2 0 0 円あった保育料の差を縮小することができる 1 5 階層への見直しを行いたい。

なお、保育料の改定及び他階層の細分化については物価高騰等の状況に注視しながら、次回の保育料見直し時（令和 9 年度）に改めて検討することとする。

第 1 階層から第 1 2 階層までの保育料を現状維持とする理由としては、以下のとおり。

ア 保育にかかる事業費（公定価格）の市追加負担割合については、幼児教育・保育無償化により前回よりも減少しているが、市の公費部分の負担額では増加し、全体の負担額で比較すると同程度となっている。

イ 物価高騰において、子育て世帯の家計への負担を考慮し、保育料の増額を伴う改定は慎重に行う必要がある。

第 1 3 階層を細分化する理由としては、以下のとおり。

ア 現行の第 1 2 階層と第 1 3 階層の保育料の差が大きいことから、階層を追加することにより、より緩やかな保育料の設定とする。

(3) 参考資料について

参考資料として、現行保育料と各改正案保育料の比較表を作成。（別紙「資料 4」参照）

また、和光市と近隣市との比較として（朝霞市・新座市・志木市・戸田市・さいたま市）の保育料の比較表を作成。（別紙「資料 5」参照）

和光市の現行の基準と各市の基準を所得割額を軸に並べ、間差額や同じ所得割に対しての各市の保育料が比較可能。

3 今後のスケジュール

R6. 5 月中旬～下旬	保育料検討部会①に対する意見等を受けて見直し内容等の修正
6 月中旬	保育料検討部会② 開催（対面予定）
6 月下旬～7 月下旬	例規審査
7 月中	子ども・子育て支援会議 報告
9 月上旬～下旬	R6 年 9 月議会上程・議決
10 月上旬～	保護者等に向けて、R7 年度入園案内等での周知開始
R7. 3 月中旬	R7 年 4 月～8 月分保育料決定通知発送

以上